

## 山口県スポーツ推進条例

山口県では、国体開催による県民のスポーツに対する関心の高まりを受け、「山口県スポーツ推進条例」を平成24年3月に制定した。生涯スポーツの推進やスポーツを通じた地域活性化などを盛り込み、国体開催を一過性のイベントとせず、その成果を次代へつなげることをねらう。

山口県では、平成24年3月にスポーツ推進の指針となる基本理念や基本的な施策を定めた「山口県スポーツ推進条例」を制定し、同年4月1日から施行しています。

## 1 条例制定の背景・趣旨

この条例制定の背景には、平成23年に本県において開催された「山口国体・山口大会」をスポーツだけの一過性のイベントとせず、大会開催の成果を次代へつなげる契機とする、という当時のしつかりとした思想があります。

本県においては、山口国体・山口大会の開催に当たって、県民総参加の取組により県民の意識を団結させ、「おもてなしの心」を全国に発信できるよう十分に準備し、開催しました。その結果、全ての県民がスポーツを「する・観る・支える」あらゆる立場から参加することにより、県民のスポーツに対する関心が高まり、選手の指導体制の整備による競技力の向上のほか、地域に根差したスポーツに関する取組の普及、スポーツ施設の充実等、今後のスポーツの推進のための重要な基盤を得ることができました。

こうした成果を次代に継承し、本県の貴重な財産として活用し、健康で活力に満ちた県づくりを進めていくことが重要と考え、ス

ポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、スポーツ推進の指針となる基本理念などを定めた山口県スポーツ推進条例を制定しました。

## 2 条例の構成

このようにして制定した当該条例は、前文、総則、基本的施策の大きく3つの部分から構成されています（図参照）。

## 3 条例の特徴

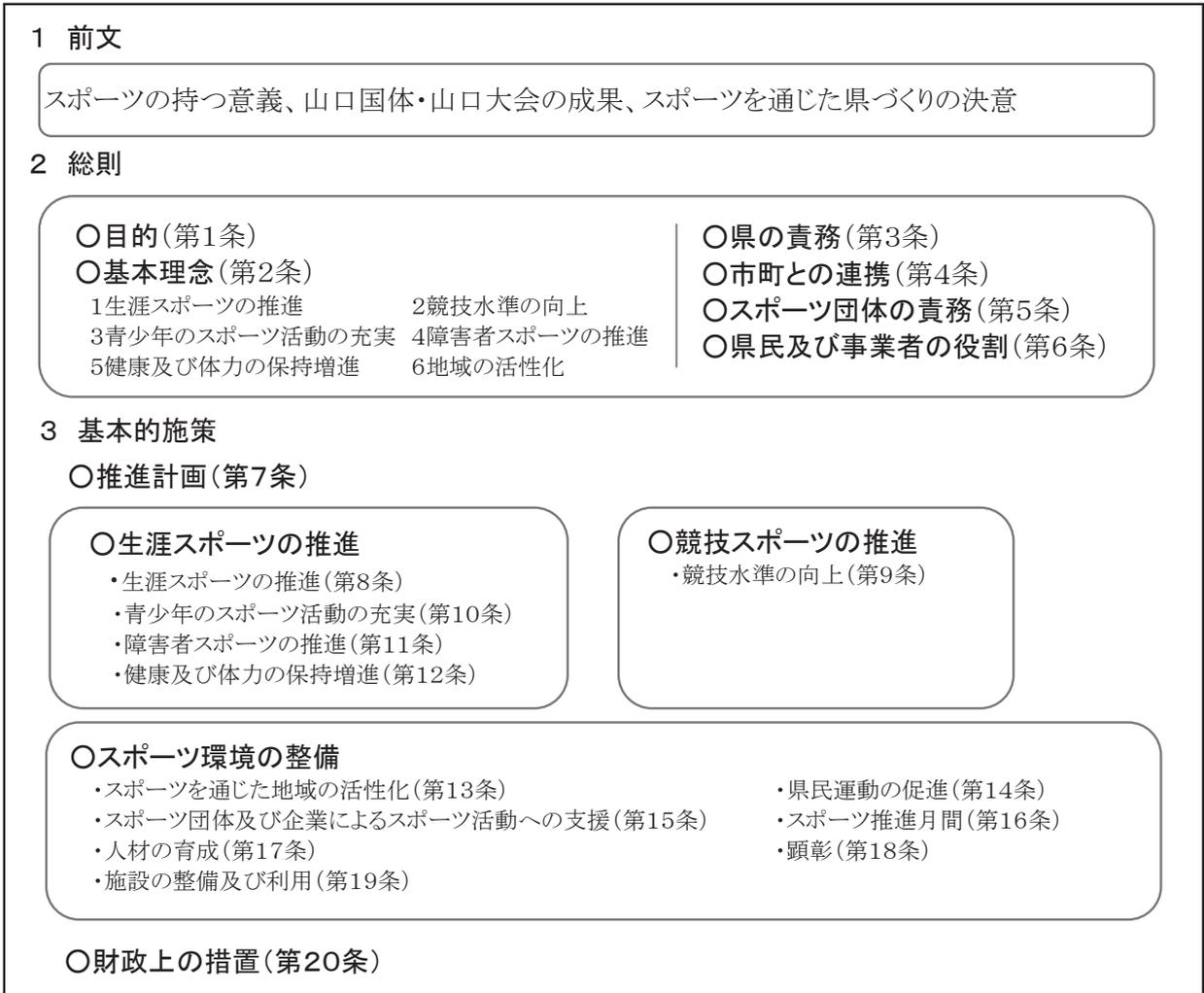
この条例は、県民の権利を制限したり、県民に法的な義務を課す条例ではなく、スポーツ推進の指針となる基本理念や基本的な施策を定める条例ですが、特にスポーツの推進に関する計画を策定する義務を知事に課しています（第7条）。

この規定に基づき、知事は教育の枠を超えて、生涯スポーツの推進やスポーツによる地域活性化などの施策を広く展開をすることとなります。つまり、条例上の計画策定義務があるため、知事は法令上の根拠をもって、スポーツを切り口としたあらゆる県政の課題に対応する施策を思い切っって打ち出せることと

山口県総合企画部  
スポーツ・文化局  
スポーツ推進課主査

森重 信博

図 条例の構成



なる点に特徴があります。

その結果、本県では、例えば山口国体・山口大会の地元開催競技等を通じてそれぞれの市町が行う特徴的なまちづくりの取組を県が支援するという、当時は全国でも例のない施策を展開することができ、現在までに県内全ての市町でこの取組が実施される状態を築くことができるなど、スポーツによる地域の活性化等に一定の成果を得ることができました。

#### 4 各条文の説明

それではこれより各論として、条例の各条文の説明に移ります。

##### (1) 前文

まず、前文を設け、この条例はスポーツの推進を通じた県民力・地域力の発揮による「スポーツ元気県やまぐち」の実現の基礎であり、歴史的な意義を有する条例であることを明らかにし、条例の制定に至った背景や県民の決意について述べています。

具体的には、スポーツには、心身の健全な発達に寄与する効果のみならず、人と人・地域と地域の交流を活発にさせ、地域を活性化させるという重要な役割も果たしており、県民共通の文化である旨を明記し、山口国体・山口大会の開催による、スポーツに対する関心の高まり、競技力の向上、スポーツ施設の

充実等の様々な成果を次代に継承し、本県の貴重な財産として活用することは、県民の責務であるとしています。そして、将来にわたり、各々の関心、適性等に応じて、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することを通じて、健やかで心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現を目指すとし、条例制定の経緯や目的を規定しています。

## (2) 第1条(目的)・第2条(基本理念)

第1条で当該条例の内容を総括的に示すとともに前述の目的を規定しており、具体的には、本県では、スポーツの推進を通じた県民力・地域力の発揮による「スポーツ元気県やまぐち」の実現を目指しています。

また第2条ではこの目的実現に向けた6つの基本理念を各項で規定し、これらの内容は第8条から第13条までの6条で基本的な施策として規定しています。

## (3) 第3条～第6条(責務・役割)

県の責務や県民にとつて最も身近な窓口である市町との連携、スポーツ団体の責務、県民及び事業者の役割といったスポーツ推進の主体となるそれぞれの役割を規定しています。

## (4) 第7条(推進計画)

この条例の特徴として3において紹介した推進計画に係る規定です。第3条で定めた県

のスポーツ推進施策を実施する義務を確実に履行するため、推進計画の策定を知事に義務付けています。スポーツ基本法では推進計画の策定は努力義務とされていますが、本県では、さらに法的な義務を課した上乘せ条例としています。

なお、この規定により本県では、スポーツの推進に係る事務(学校における体育に関する事務を除く。)について、平成24年4月から知事部局で所管しており、知事が計画を策定することになりますが、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第2項の規定に基づき、推進計画を策定又は変更しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければならないこととなります。

## (5) 第8条～第13条(基本的な施策)

第8条から、基本理念(第2条)に基づく基本的な施策の内容を規定しています。

### ①第8条(生涯スポーツの推進)

生涯スポーツは、憲法第13条の幸福追求権の実現に寄与し、活力に満ちた長寿社会形成へ繋がることから、積極的に推進することとしています。

具体的には、県民の様々な需要に応じたクラブ活動の充実や気軽にスポーツに親しむことができる地域スポーツの推進拠点として、総合型地域スポーツクラブの設立の促進等、

地域スポーツクラブの活動を支援しています。

### ②第9条(競技水準の向上)

オリンピックや国民体育大会等のトップレベルの大会で本県の選手が活躍する姿は、多くの県民に夢や希望や感動を与え、ともに、連帯感や郷土意識の高揚等、活力ある地域づくりに繋がるものであるため、競技力の向上に取り組んでいくこととしています。

具体的には、山口国体を契機に整備された育成強化体制や優れた能力を有する選手・指導者を活用し、各競技の特性や各選手の成長・発達段階に合わせた一貫指導体制の確立など、スポーツ選手を計画的に育成しています。特に、ジュニアにおいては、平成32年(2020年)の東京オリンピック等を視野に入れ、長期的な視点に立つてアスリートを育てていきます。また、競技人口を拡大し、優秀な選手を育成するために、専門的かつ高度な知識や優れた指導力を有する人材を養成したり、スポーツ医・科学のデータや研究成果を収集・活用した、多方面からの高度な支援をしていきます。

### ③第10条(青少年のスポーツ活動の充実)

青少年のスポーツ活動は、その後の生涯にわたる体づくりの基本になるとともに、豊かな人間性を育む上でも極めて重要であるため、学校のみならず、地域のスポーツ少年団

や地域スポーツクラブ等が連携して取り組むことが必要です。とりわけ、青少年のスポーツ活動のうち、学校での体育に関する活動は、極めて重要であることから、第2項で明記しています。

具体的には、学校と家庭（子どもと保護者・家族）と地域（地域スポーツクラブやスポーツ少年団等）が連携して、スポーツの楽しさや喜びを味わえるようにするとともに、体力の向上を図っています。また、教員の指導力の向上や、専門的な知識や技能を有する地域の優れた人材を指導者として積極的に活用し、体育授業の充実や運動部活動の活性化等を図っています。

④第11条（障害者スポーツの推進）  
障害のある方が自ら進んでスポーツに参加できるように、障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動に参加する機会の提供など、必要な施策を講じることとしています。

具体的には障害者スポーツ大会やスポーツ教室の開催等により、スポーツ活動に参加する機会を提供したり、同大会の広報や各種障害者スポーツに関する情報提供等を通じ、普及啓発を図っています。

⑤第12条（健康及び体力の保持増進）  
スポーツは健やかで心豊かな県民生活の実現に不可欠であるものの、事故や過度のス

ポーツ実施による健康への悪影響等の危険も内在するため、安心してスポーツが行える環境を確保していくことが必要です。

具体的には、年齢や性別を問わず、県民が何らかのスポーツを行うよう勧めるとともに、既にスポーツを行っている者については更なる実施頻度の向上を目指して、運動習慣の確立に向けた取組を促進しているほか、子どもから高齢者までの幅広い層に対し、スポーツ指導を適切に行うことができる等、スポーツ指導者の講習会等を開催し、資質の向上を図ったり、安心してスポーツが行えるよう、スポーツ医・科学の研究成果を活用しながら、スポーツ事故（外傷や障害等）の予防や軽減等について、普及啓発を図っています。

⑥第13条（スポーツを通じた地域活性化）  
健やかで心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現のためには、地域の住民がそれぞれの責務や役割を認識し、積極的に相互に連携・協力することを通じて、県民誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができるようにする必要があるとします。また、こうした取組は、人や地域間の交流を促し、地域の一体感や活力を醸成する等、地域の活性化にも大きく貢献することから、活力ある地域社会の実現に向けて、スポーツ推進施策に取り組むことが必要であると考

え、スポーツを通じた地域活性化に必要な施策を講じることとしています。

具体的には、スポーツを通じた地域交流活動の促進と地域活性化を図るため、「我がまちスポーツ」\*の参加者を拡大しようとする市町の取組を支援し、「する・観る・支える」それぞれの面からスポーツ人口の拡大を推進しています。また、スポーツと観光が連携した特色ある地域づくりを進めるため、国体開催施設を活用した全国大会やスポーツ合宿等の誘致と地域の多彩な観光資源を結びつけたスポーツ・ツーリズムを促進しています。

さらに、東京オリンピック・パラリンピックなどの世界大会等のキャンプ地誘致など、市町等が行うスポーツ推進によるまちづくりの取組の支援や市町と連携してプロスポーツの振興を通じた地域の活性化に取り組んでいます。

※我がまちスポーツ 山口国体・山口大会の地元開催競技や各市町がそれぞれスポーツ推進計画に位置付け、振興する競技

⑥第14条（県民運動の促進）  
第8条の生涯スポーツの推進を図るためには、県民誰もが地域におけるスポーツ活動へ主体的に参加することが必要であることか

ら、県民運動を推進していきます。

具体的には、県民、スポーツ団体、学校、事業者、市町の代表者から構成される組織を設置し、例えばスポーツ活動への参加促進を図っている団体を認証し、増やしていく取組など、スポーツ推進施策について県民へ広く周知し、理解・促進を図っています。

(7) 第15条（スポーツ団体及び企業によるスポーツ活動への支援）

スポーツの推進を図るためには、国や県・市町による公的な支援だけでなく、スポーツ団体や企業の自主性に基づいた民間での支援活動の活発化が重要であり、活発化は人や地域間の交流を促し、地域の一体感や活力を醸成する等、地域の活性化にも大きく貢献するものであることや県民運動の促進にも繋がるものであるため、支援しています。

具体的には、スポーツ団体においてはスポーツイベントやスポーツ教室の開催等、企業においては、企業チームに所属する優れたアスリートや指導者等の人材交流や所有するスポーツ施設の開放等が期待されるところでありますが、県は、こうしたスポーツ団体や企業の取組を共催・後援等により支援しています。

(8) 第16条（スポーツ推進月間）

第14条で定めた県民運動を効果的に促進するため、重点的に取り組む期間として、国民

の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する体育の日及び山口国体・山口大会が開催された時期である10月をスポーツ推進月間として設定することとしています。

具体的には、このスポーツ推進月間に、スポーツ教室・体験やサッカーJリーグ公式戦、スポーツボランティアの参加等、県民が様々な形態（する、観る、支える）でスポーツに積極的に参加できる、総合スポーツイベントを主催しています。

(9) 第17条（人材の育成）

県民が様々な形態でスポーツに参加できるよう取り組むに当たり、適切な助言や指導が行える人材を育成することは不可欠であることから、スポーツの振興を担う専門的な人材の育成について、包括的に規定しています。

具体的には、第9条で競技水準の向上を図るため指導者の確保及び養成について、第10条で教員の資質向上について、第12条で健康及び体力の保持増進を図るため指導者の研修について、第14条で県民運動の推進に寄与する人材の育成について、それぞれ規定しています。特に第14条のスポーツボランティアの活動については、山口国体・山口大会の開催を契機に市町と連携し、組織的に運営しており、全国的にも珍しい取組となっています。

(10) 第18条（顕彰）

スポーツで活躍した人だけでなく、地域スポーツの推進等により継続して社会に貢献した者など、スポーツの発展に尽くした人も対象とし、その功績を広く知らしめることによって、県民のスポーツに対する関心や意欲を高めることを期待しています。

(11) 第19条（施設の整備及び利用）

県民誰もが日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参加するためには、スポーツ施設が果たす役割は大きく、スポーツ環境を整備することは極めて重要であることから、施設の安全確保や利便性の向上について県に努力義務を課す規定です。また、身近なスポーツ活動の場の充実を図るため、学校やその他の施設の利用状況を情報提供するなどの施策を講ずる義務を課しています。

(12) 第20条（財政上の措置）

事業に係る予算措置については、その必要性、妥当性、効率性等が検討された上で、財政状況を踏まえつつ個別に財政措置をする努力義務を県に課すものです。

## 5 おわりに

以上のように、本県では本条例に規定する基本理念、基本的な施策に沿った推進計画に基づき、市町や関係団体、民間事業者と連携し、幅広く、スポーツを切り口とした県政の諸課題に対応した施策を展開しています。今後とも、本県は、「する」だけでなく、「観る・支える」あらゆる形態で県民がスポーツに総参画することによる健やかで心豊かな県民生活や活力ある地域社会の実現を目指して取組を進めてまいります。



●第34号(2013年8月発売) 定価(本体1,143円+税)

### ・特集 大規模災害と自治体の対応

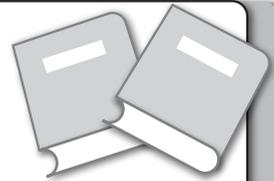
災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要  
今後想定される大規模地震・津波災害と今後の対応  
大規模災害と自治体連携—組織間災害援助の成果と課題  
災害リスクと防災のまちづくり

### ・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例について  
習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例(通称)健康なまちづくり条例

### ・トピックス

地域の元気創造プランについて(地域での経済循環の創造)  
神奈川県臨時特例企業税最高裁判決の検証  
～地方税法と法定外税条例の関係～



Back Number

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 Web URL: <http://gyosei.jp>  
受付時間: 月～金 9時から17時 FAX: 0120-953-495 Web 不在